

## ● 農地法第2条の農地でない旨の証明願 提出書類 ●

提出書類	提出部数	備考
農地法第2条の農地でない旨の証明願	1	申請者の住所及び氏名は本人自署 書類印はすべて実印

添付書類	提出部数	備考
土地登記簿謄本 (全部事項証明書) ※法務局で取得できます。	1	原本・提出日の3ヵ月以内
付近見取図(位置図)	1	申請地を明示してください。
公図(付近地番図) ※法務局で取得できます。	1	写し可・最新のもの 隣接地に次の①～④を明記してください。 ①地番 ②地目 ③地積 ④所有者
現況写真	1	二方向以上から撮影。撮影日と申請地を明記。
当時の事情に詳しい付近住人と、 地元農業委員の証明	1	
印鑑証明書	1	写し可

### 注意事項

- ① 本人署名 : 基本的に本人の自署で住所、氏名を記入。  
但し、行政書士の申請についてはこの限りではない。
- ② 行政書士の申請 : 委任状が必要。

提出期日 : 毎月25日が締切日です。

(都合により、変更する場合がございます。また、11月・12月・2月等、締切日が大幅に繰り上がることもありますので、ホームページ等でご確認ください。)

**※ 書類不備の場合は翌月となりますので、お早めにご提出ください。**

上富田町農業委員会事務局 (上富田町役場 振興課内)  
TEL:0739-34-2370(直通)

## ● 農地法第3条申請 提出書類 ●

提出書類	提出部数	備考
農地法第3条の規定による許可申請書	1	申請者の住所及び氏名は本人自署 書類印はすべて実印

添付書類	提出部数	備考
土地登記簿謄本 (全部事項証明書) ※法務局で取得できます。	1	原本・提出日の3ヵ月以内
付近見取図(位置図)	1	申請地を明示してください。
戸籍の附票	1	現住所と土地登記簿謄本の住所が異なる場合 原本・提出日の3ヵ月以内
営農計画書	1	譲受人が新規で営農を開始する場合
印鑑証明書	1	写し可 申請者双方(譲渡人、譲受人各1部)

### 注意事項

- ① 本人署名 : 基本的に本人の自署で住所、氏名を記入。  
但し、行政書士の申請についてはこの限りではない。
- ② 行政書士の申請 : 委任状が必要。
- ③ 通作距離 : 「片道の路程距離が概ね30Km、または1時間以内とする。」を基本原則とするが、労働力の確保状況等総合的に判断して、効率的な利用が可能と認められれば許可相当。

提出期日 : 毎月25日が締切日です。

(都合により、変更する場合がございます。また、11月・12月・2月等、締切日が大幅に繰り上がることもありますので、ホームページ等でご確認ください。)

**※ 書類不備の場合は翌月となりますので、お早めにご提出ください。**

上富田町農業委員会事務局 (上富田町役場 振興課内)

Tel:0739-34-2370(直通)

## ● 農地法第4条申請 提出書類 ●

提出書類	提出部数	備考
農地法第4条の規定による許可申請書 (別紙)事由の詳細書を添付	1	申請者の住所及び氏名は本人自署 書類印はすべて実印
同意書	1	隣接農地所有者等に署名と印をもらってください。 隣接農地所有者の印は認印で構いません。
農地転用についての申出書	1	管轄の水利組合長等に署名と印をもらってください。
誓約書(農業委員会会長宛)	1	

添付書類	提出部数	備考
土地登記簿謄本 (全部事項証明書) ※法務局で取得できます。	1	原本・提出日の3ヵ月以内
付近見取図(位置図)	1	申請地を明示してください。
戸籍の附票	1	現住所と土地登記簿謄本の住所が異なる場合 原本・提出日の3ヵ月以内
公図(付近地番図) ※法務局で取得できます。	1	写し可・最新のもの 隣接地に次の①～④を明記してください。 ①地番 ②地目 ③地積 ④所有者
平面図及び縦横断面図	1	境界、水路、埋立高等を明示してください。
建物の配置図、立面図、間取図	1	敷地内の雨水及び浄化槽などの排水計画を明示して ください(資材置場の場合は、資材等の種類・規格・数量 及びその必要面積)
転用事業に係る工事見積書	1	建築費用(土地造成費用を含む)
資金証明書	1	「融資見込証明書」「融資(借入申込)証明書」「融資予 定証明書」「住宅ローン事前審査結果のお知らせ」「内 諾書」「残高証明書」等
印鑑証明書	1	写し可

### 注意事項

- ① 現況がすでに転用されている場合は、始末書を添付してください。
- ② **該当農地が農業振興地域農用地区域から除外されているか確認してください。**
- ③ 転用面積が4haを超える場合は、各1部追加してください。
- ④ 本人署名:基本的に本人の自署で住所、氏名を記入。但し、行政書士の申請についてはこの限りではない。
- ⑤ 行政書士による申請の場合は委任状を添付してください。
- ⑥ 法人の場合、法人登記事項証明書(原本)と定款(写し)が必要です。

提出期日 : 毎月25日が締切日です。

(都合により、変更する場合がございます。また、11月・12月・2月等、締切日が大幅に繰り上がる  
こともありますので、ホームページ等でご確認ください。)

**※ 書類不備の場合は翌月となりますので、お早めにご提出ください。**

上富田町農業委員会事務局 (上富田町役場 振興課内)

TEL:0739-34-2370(直通)

## ● 農地法第5条申請 提出書類 ●

提出書類	提出部数	備考
農地法第5条の規定による許可申請書 (別紙)事由の詳細書を添付	1	申請者の住所及び氏名は本人自署 書類印はすべて実印
同意書	1	隣接農地所有者等に署名と印をもらってください。 隣接農地所有者の印は認印で構いません。
農地転用についての申出書	1	管轄の水利組合長等に署名と印をもらってください。
誓約書(農業委員会会長宛)	1	

添付書類	提出部数	備考
土地登記簿謄本 (全部事項証明書) ※法務局で取得できます。	1	原本・提出日の3ヵ月以内
付近見取図(位置図)	1	申請地を明示してください。
戸籍の附票	1	現住所と土地登記簿謄本の住所が異なる場合 原本・提出日の3ヵ月以内
公図(付近地番図) ※法務局で取得できます。	1	写し可・最新のもの 隣接地に次の①～④を明記してください ①地番 ②地目 ③地積 ④所有者
平面図及び縦横断面図	1	境界、水路、埋立高等を明示してください。
建物の配置図、立面図、間取図	1	敷地内の雨水及び浄化槽などの排水計画を明示してください (資材置場の場合は、資材等の種類・規格・数量及びその必要面積)
転用事業に係る工事見積書	1	建築費用(土地造成費用を含む)
売買(貸借)契約書(案)の写し	1	土地取得費用が確認できる書類
資金証明書	1	「融資見込証明書」「融資(借入申込)証明書」「融資予定証明書」「住宅ローン事前審査結果のお知らせ」「内諾書」「残高証明書」等
印鑑証明書	1	写し可 申請者双方(譲渡人、譲受人各1部)

### 注意事項

- ① 現況がすでに転用されている場合は、始末書を添付してください。
- ② **該当農地が農業振興地域農用地区域から除外されているか確認してください。**
- ③ 転用面積が4haを超える場合は、各1部追加してください。
- ④ 本人署名:基本的に本人の自署で住所、氏名を記入。但し、行政書士の申請についてはこの限りではない。
- ⑤ 行政書士による申請の場合は委任状を添付してください。
- ⑥ その他参考となる書類等
- ⑦ 法人の場合、法人登記事項証明書(原本)と定款(写し)が必要です。

提出期日 : 毎月25日が締切日です。

(都合により、変更する場合がございます。また、11月・12月・2月等、締切日が大幅に繰り上がることもありますので、ホームページ等でご確認ください。)

**※ 書類不備の場合は翌月となりますので、お早めにご提出ください。**

上富田町農業委員会事務局 (上富田町役場 振興課内)  
Tel:0739-34-2370(直通)

## ● 農地転用(農業用施設)届出 提出書類 ●

提出書類	提出部数	備考
農地転用(農業用施設)届出書	1	申請者の住所及び氏名は本人自署書類印はすべて実印
同意書	1	隣接農地所有者等に署名と印をもらってください。隣接農地所有者の印は認印で構いません。
水利組合等同意書	1	管轄の水利組合長等に署名と印をもらってください。
誓約書(農業委員会会長宛)	1	

添付書類	提出部数	備考
土地登記簿謄本 (全部事項証明書) ※法務局で取得できます。	1	原本・提出日の3ヵ月以内
公図(付近地番図) ※法務局で取得できます。	1	写し可・最新のもの 隣接地に次の①～④を明記してください ①地番 ②地目 ③地積 ④所有者
付近見取図(位置図)	1	申請地を明示してください。
平面図(建物等の配置)及び 縦横断面図	1	境界、水路、埋立高等を明示してください。 (土地・建物)
印鑑証明書	1	写し可

### 注意事項

- ① 現況がすでに形状変更されている場合は、始末書を添付してください。
- ② 本人署名:基本的に本人の自署で住所、氏名を記入。但し、行政書士の申請についてはこの限りではない。
- ③ 行政書士による申請の場合は委任状を添付してください。

提出期日 : 毎月25日が締切日です。

(都合により、変更する場合がございます。また、11月・12月・2月等、締切日が大幅に繰り上がることもありますので、ホームページ等でご確認ください。)

**※ 書類不備の場合は翌月となりますので、お早めにご提出ください。**

上富田町農業委員会事務局 (上富田町役場 振興課内)

TEL:0739-34-2370(直通)

## ● 農地改良届出 提出書類 ●

提出書類	提出部数	備考
農地改良届出書	1	申請者の住所及び氏名は本人自署書類印はすべて実印
同意書	1	隣接農地所有者等に署名と印をもらってください。隣接農地所有者の印は認印で構いません。
農地等整備工事に関する誓約書の写し	1	管轄の水利組合長等に渡してください。
水利組合等同意書	1	管轄の水利組合長等に署名と印をもらってください。
誓約書(農業委員会会長宛)	1	

添付書類	提出部数	備考
土地登記簿謄本 (全部事項証明書) ※法務局で取得できます。	1	原本・提出日の3ヵ月以内
公図(付近地番図) ※法務局で取得できます。	1	写し可・最新のもの 隣接地に次の①～④を明記してください ①地番 ②地目 ③地積 ④所有者
付近見取図(位置図)	1	申請地を明示してください。
平面図及び縦横断面図	1	境界、水路、埋立高等を明示してください。
印鑑証明書	1	写し可

### 注意事項

- ① 現況がすでに形状変更されている場合は、始末書を添付してください。
- ② 本人署名:基本的に本人の自署で住所、氏名を記入。但し、行政書士の申請についてはこの限りではない。
- ③ 行政書士による申請の場合は委任状を添付してください。

提出期日 : 毎月25日が締切日です。

(都合により、変更する場合がございます。また、11月・12月・2月等、締切日が大幅に繰り上がることもありますので、ホームページ等でご確認ください。)

**※ 書類不備の場合は翌月となりますので、お早めにご提出ください。**

上富田町農業委員会事務局 (上富田町役場 振興課内)

Tel:0739-34-2370(直通)

## ● 農地法第18条第6項通知 提出書類 ●

提出書類	提出部数	備考
農地法第18条第6項通知書	1	申請者の住所及び氏名は本人自署 書類印はすべて実印
合意解約書の写し	1	写し・解約により農地等を賃貸人に引き渡すこととなる日前 6ヵ月以内に成立した合意でその旨が書面によって明らか な場合

添付書類	提出部数	備考
土地登記簿謄本 (全部事項証明書) ※法務局で取得できます。	1	原本・提出日の3ヵ月以内
付近見取図(位置図)	1	申請地を明示してください。
戸籍の附票	1	現住所と土地登記簿謄本の住所が異なる場合 原本・提出日の3ヵ月以内
相続関係説明図	1	説明に伴う戸籍・除籍等
印鑑証明書	1	写し可(申請者双方) *「農業経営基盤法」または「農地中間管理法」によ る貸借であれば認印で可

### 注意事項

- ① 本人署名：基本的に本人の自署で住所、氏名を記入。  
但し、行政書士の申請についてはこの限りではない。
- ② 行政書士の申請：委任状が必要。

提出期日：毎月25日が締切日です。

(都合により、変更する場合がございます。また、11月・12月・2月等、締切日が大幅に繰り上がる  
こともありますので、ホームページ等でご確認ください。)

**※ 書類不備の場合は翌月となりますので、お早めにご提出ください。**

上富田町農業委員会事務局（上富田町役場 振興課内）  
TEL:0739-34-2370(直通)